省　　令

○厚生労働省令第八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第二項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三(二十六)の項を次のように改める。

三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務	六月	一　業務の経歴の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　作業条件の簡易な調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 三　三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンによる上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四　上腹部の異常感、倦怠感、せき、たん、胸痛、血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 五　尿中の潜血検査 六　医師が必要と認める場合は、尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの量の測定、尿沈渣検鏡の検査、尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査、肝機能検査又は腎機能検査（尿中の三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタンの量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。）

別表第四(二十六)の項を次のように改める。

三・三′―ジクロロ―四・四′―ジアミノジフェニルメタン（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務		一　作業条件の調査（当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。） 二　医師が必要と認める場合は、膀胱鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエツクス線直接撮影若しくは特殊なエツクス線撮影による検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○農林水産省令第九号

独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

平成二十九年二月十六日

農林水産大臣　山本　有二

独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二号中「第五条第二号各号」を「第五条各号」に改める。

第四十二条第一項中「同年六月三十日」を「同月三十日」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　令第五条各号に該当していない旨

第六十条第二項第五号イ中「できる」を「だできる」に改める。

第六十三条第一項第四号を次のように改める。

四　国民年金手帳の記号番号

第六十三条第二項第一号中「及びその者が加入していた被用者年金制度」を削る。

第七十二条第一項四号を次のように改める。

四　国民年金手帳の記号番号

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

告　　示

○個人情報保護委員会告示第一号

個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第八条第二項の規定に基づき、個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について次のように定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の施行の日（平成二十九年五月三十日）から施行する。

平成二十九年二月十六日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について

個人情報保護委員会は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号。以下「通則ガイドライン」という。）を平成28年11月30日に公表した。

通則ガイドラインの「4　漏えい等の事案が発生した場合等の対応」において、「漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める」こととしていたが、当該対応について次のとおり定める。

本告示において使用する用語は、特に断りのない限り、通則ガイドラインにおいて使用する用語の例による。

なお、特定個人情報の漏えい事案等が発覚した場合については、本告示によらず、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）による。

1．対象とする事案

本告示は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する事案（以下「漏えい等事案」という。）を対象とする。

(1)　個人情報取扱事業者が保有する個人データ（特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい、滅失又は毀損

(2)　個人情報取扱事業者が保有する加工方法等情報（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年10月５日個人情報保護委員会規則第３号）第20条第１号に規定する加工方法等情報をいい、特定個人情報に係るものを除く。）の漏えい

(3)　上記(1)又は(2)のおそれ

2．漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

個人情報取扱事業者は、漏えい等事案が発覚した場合は、次の(1)から(6)に掲げる事項について必要な措置を講ずることが望ましい。

(1)　事業者内部における報告及び被害の拡大防止

責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

(2)　事実関係の調査及び原因の究明

漏えい等事案の事実関係の調査及び原因の究明に必要な措置を講ずる。

(3)　影響範囲の特定

上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。